

「JEAC4111-2009 原子力発電所における安全のための品質保証規程」
平成 21 年度コース 講習会（平成 22 年 2 月 17～18 日）質問対応

NO.	質問日	章項番号	質問内容	回答
1	H22.2.1	8.5.2 (是正処置)	<p>(3) f) 『とった是正処置の有効性のレビュー』は、どの程度の細かさ・深さで実施すればよいのでしょうか？</p> <p>[補足]</p> <p>極端な例を挙げれば、1件1件の是正処置について、設計・開発のレビューと同程度のレビューが要求されているのであれば、当事者としては不適合の摘出件数あるいは是正処置を行う件数を減らすようになり、これを JEAC が目指しているとは思われないので、どこかで実務との折り合いがつくように制度設計がなされていると思うのですが…</p> <p>『(3) f) とった是正処置の有効性のレビュー』は、(2)でいう『是正処置』の一部で、(2)により個々の不適合の「影響に応じた」レビューを実施すればよい、という解釈が成り立つのでしょうか？</p> <p>あるいは、「是正処置を目指す活動全般」のレビューが要求されており、必ずしも個々の不適合の中身に立ち入る必要はないのでしょうか？</p> <p>以下のような手法は、「是正処置の有効性のレビュー」とできるでしょうか？(何らかの前提条件が付いても構いません。)</p> <p>複数の不適合に対して統計処理を施し、まとめてレビューすること 不適合が再発しないことを確認する前に、「とった処置は、再発防止の効果が見込まれる」と結論すること</p>	<p>要求事項は、方法や深さについては、(2)で「検出された不適合のもつ影響に応じたもの」と規定されており、具体的な方法等については事業者自らが適切な方法を検討すべきものです。</p> <p>すなわち、実施された是正処置一件一件に対し、その、原子力安全に及ぼす影響を考慮しながら再発防止に有効かどうかなどをレビューする事を求められています。</p> <p>ただし、レビューの方法としては、当該不適合事象の原子力安全に及ぼす影響を考慮した方法を採用することは可能です。</p> <p>なお、JEAG4121 P171 解説 8.5.2(3)には、[「とった是正処置の有効性のレビュー」とは、a)～e)の一連の活動に対して、活動目的(再発防止)を達成するのに効果があったかどうか、これらの活動の実施状況を確認及びフォローすることをいう。]とあります。</p>
2	H22.2.1	<p>附属書 (根本原因分析に関する要求事項)</p> <p>3.1 (分析対象の決定)</p>	<p>「組織は分析対象をスクリーニングし・・・」と記載されており、a)、b)、c)の事象に適用されています。</p> <p>この「スクリーニング」ですが、どのような行為を想定しているのでしょうか。</p> <p>確認したいのは、a)の「重大な事故等」に対する「スクリーニング」です。組織があらかじめ自明と判断したものを文書で明確にすれば、文書への記載自体が「スクリーニング」とみなすことが出来るのでしょうか。b)、c)はスクリーニングにより RCA 事象を決定するプロセスが必要と考えますが、a)は文書に依って明確にしておけば、新たなスクリーニングは不要と思われませんが如何でしょうか。</p>	<p>要求事項では、「あらかじめ具体的な選定基準を明確にし・・・」と規定されています。</p> <p>貴殿のご質問のように、あらかじめ具体的な選定基準を明確にすることが必要であり、その基本(あくまでも基本であり、その通りである必要はありません。自ら具体化することが必要です。)は a)～c)です。</p> <p>スクリーニングとは、自ら定めた選定基準に基づき、RCA 対象候補を絞り込むことであり、その上で組織が決定することとなります。</p>